

第3回長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会 次第

日時：令和元年8月30日(金)

13:30~16:30

場所：県庁本館棟 特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 第2回専門分科会で議論された論点について

(2) 障がい当事者からの意見聴取について

(3) 障がい者団体、関係団体等との意見交換について

(4) 専門分科会で議論する論点について

集中的に議論する共生社会づくりのテーマ（学校教育、社会教育）

(5) その他

4 閉会

第3回長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会 出席者名簿

(氏名五十音順、敬称略)

所属機関・団体名		職名等	氏名	備考	
長野県弁護士会		弁護士	青木 寛文		
(株)ジェイハート		代表取締役	池田 純		
長野大学社会福祉学部		教授	伊藤 英一	(欠席)	
上智社会福祉専門学校		特任教員	大塚 晃	会長	
長野県精神保健福祉会連合会		理事長	草間 博		
長野県身体障害者福祉協会		理事長	小林 和夫		
信州大学教育学部	特別支援教育	教授	永松 裕希		
長野県手をつなぐ育成会		会長	中村 彰		
前長野県自立支援協議会		会長	福岡 寿	(欠席)	
多機能型事業所アトリエCoCo		所長	綿貫 好子		
CIL上田Groping		代表	井出 今日我		
NPO法人ポプラの会		副会長	穂苅 由香里		
社会福祉法人 長野県聴覚障害者協会		理事	保坂 貞子		
	障がい者支援課 (事務局)	課長	高池 武史		
		企画幹	和田 徹		
		社会生活係	課長補佐兼社会生活係長	常盤井 智	
			専門幹兼担当係長	古海 淳	
			主事	金井 大地	
		障がい者差別解消推進員	依田 哲郎		
健康福祉政策課	企画調整係	主任	飯島 弘章		
長野県教育委員会事務局	特別支援教育課	教育幹	松嶋 則行		
	学びの改革支援課	主任指導主事	細江 洋司		

計20名

第 2 回障がい者権利擁護専門分科会の検討状況について

障がい者支援課

障がいの有無にかかわらず、誰もが認め合い、支え合う共生社会を目指すとともに、障がいのある方が感じる生きづらさの解消を図るための条例について、「長野県社会福祉審議会障がい者権利擁護専門分科会」の第 2 回目会合を以下のとおり開催し検討した。

1 開催日時 7月22日(月) 13:15～16:30 (会場：長野保健福祉事務所)

2 出席委員数 委嘱委員 10 名のうち 8 名出席

3 審議内容

障がい当事者団体、関係団体から意見聴取した「障がい者の現状」や「共生社会実現に向けた施策」、「共生社会づくり条例に望むこと」等について事務局が説明。

また、条例の内容を考える上での論点事項の一部を示し、委員から意見を求めた。

4 各論点に出された意見の主なもの

(1) 第 1 回専門分科会検討内容に関する意見、感想 (第 1 回欠席委員 3 名ほか)

- ・社会の仕組みや社会の構造的なことから生まれてくる自分の努力では解決できない生きづらさを持った方を、広く包含できるようなところに視野を広げてほしい。
- ・社会性やコミュニケーションから来る生きづらさの障がいは、小さい頃から適切な対応(教育)をしていけば予防できるので、予防を大事にするような社会づくりを大事にしてほしい。
- ・対象者の範囲について、県民の他に旅行者(国内、海外)に対する配慮も必要なのでは。
- ・情報保障が不足しているものは、「障がい者差別」と考え、個々のニーズに応じて必要となる情報保障が不足している場合は、「合理的配慮の不提供」になるのではないか。
- ・医療、福祉、労働及び教育などの障がい者を取り囲む領域において、混乱なく受け入れられるような文言や表現をお願いしたい。
- ・障がい者の人権が、享受できない社会の現実があることから、「人権」についての教育は、若年層から行うことが効果があるのではないか。

(2) 障がい者団体、関係団体等との意見交換について

- ・精神障がい者団体からの意見で「何が良くなったかが見えない」とあるが、精神障がい者理解の普及に関する部分で、誰がどのように啓発を進めるかが見えない現状を表している。
- ・「合理的配慮に携わる福祉関係事業者に助成金等の支援を」という要望はあるが、助成金をもらって行うものでなく、当事者の支援上必要な合理的配慮の普及は福祉事業者として当然の業務である。
- ・発達障がいや自閉症関係の当事者団体への聞き取りをお願いしたい

(3) 「障がい者差別の対象範囲」について（論点4）

(1 事業者の定義について)

- ・ 障害者差別解消法では、災害時の対応は地域の自治会が中心となるが、今の制度ではどこでフォローするのか分からない。
- ・ 解消法は行政法なので、私人間のことは関与しないため、グループホームの建設に反対する地域の区長等には何の根拠法も持っていない。
- ・ 盲導犬にいたずらしたり、暴言を吐かれたり、バイクで通行妨害されるが、当事者は一切、現在の法律では何ら抗弁できない
- ・ 災害時の生命を守るためにも事業者の責務の部分を考えてほしい。
- ・ 視覚障がい者の家庭に自治会の回覧が回ってこないという事例がある。自治会のような任意団体を事業者に含まないと解釈すると、このような差別は対応できるのか。また条例としてどのように扱うのか。
- ・ 社会的偏見・差別の観点から、自治会・PTA・各種サークル等、全てを対象とし、足りない箇所を県条例で補っていくのがいい。
- ・ 精神に分類される、知的障がい・発達障がい・精神障がいの方が一番辛いのは「怖い」との世間の偏見・差別であり、固定観念である。近所の方や企業の方を対象としないと差別の解消にはならない。
- ・ 個別具体的なサークル等は書ききれないので、条例を見た人が判断できるような適切な文言を考えたほうがいい。
- ・ 社会にあるサークル全てを指すと考えてもいいのではないか。
- ・ 任意活動団体の範囲をどのように考えるのか、ある一定のグループ等、差違を明らかにしながら文言でもいいので範囲を決めていく必要がある。

(2 不当な差別的取扱いについて)

- ・ 権利条約8条をそのままストレートに翻訳すると「何人」になるのでは。
- ・ 県、事業者任意活動団体も含め、あらゆる活動を含めると、実質的には何人と全く同義になる。あとは長野県としてどちらの表現がふさわしいか。
- ・ 事業者の表現は違和感がある。「全ての人」という表現が適切なのでは。
- ・ 事業者及び個人を含め、長野県条例では差別を決して許さないと県民にアピールすることは大切。「何人」の表現が一番良い。
- ・ 長野県民の共生社会づくりの基盤は、「長野県」であり、県独自の特色ある条例をつくれればいい。
- ・ 障がい者の人権が100%享受できるような環境の社会ができれば共生社会の実現となるので、県条例は、多少法律をはみ出してもいいんじゃないか。
- ・ 共生社会に向け、結果として様々な立場の方が不当な差別を受けないという社会をつくるためのプロセスに焦点をおいたほうが、実効性があると思う。

(3 合理的配慮の不提供について)

- ・「合理的配慮」という言葉が一般の県民には分かりにくい。
- ・合理的配慮について、細かく定めているのは、障がい者雇用促進法だが、それでも分かりにくい。更に分かりにくくしているのが、「過重な負担」であり、事業者はどこまですればいいのか分かりにくい。是非分かりやすい文言での表記を。
- ・当事者によっては、合理的配慮を求めない方もいる一方、求めなくても合理的配慮をしてもらえるものだと誤解している方もいる。
- ・合理的配慮は、当事者の意思表示がないとスタートしない。
- ・解消法も3年を経過しているので、事業者の合理的配慮の義務化も必要なのでは。
- ・合理的配慮の意思表示を重視するのは分かるが、当事者によっては意思表示をしない方も多くいる。
- ・まちづくりにおいては、合理的配慮の意思表示を待たず、県本来の仕事として、事業のユニバーサルデザイン的なまちづくりに力を入れてほしい。
- ・なぜわかりづらい「合理的配慮」や「過重な負担」という言葉を使うのか、その思いを逆から考えると「防衛」的な表現である。
- ・合理的配慮は、当事者が要求することによってボタンが押されるのではなく、当事者が合理的配慮の意思表示をしなくてもよい社会をつくらなければいけない。
- ・最も大事なものは、障がい当事者が意思表示しなくても、本人が何で悩み、どうしたいと思っているのかをチームで探るしくみを担保し、紛争や対立を予防していく部分を織り込んだ中で、「合理的配慮」や「過重な負担」という表現をしなくて済むような表現を考えてほしい。
- ・大学の中でも合理的配慮の問題は起きているが、そもそも「合理的」と判断するのは誰なのか。対象となる両者の関係によって内容が同じでも変わってくる。
- ・「障がい当事者と建設的な対話」という表現は別として、そのプロセスが欠けたらわけの分からないものになってしまう。
- ・つなぎ目がない形で相談をしながらよりよいものを提供していくことが望ましい姿なのでは。
- ・お互いに納得を得たうえで、最終的な結論が合理的配慮になるのかもしれない。

(4) 「障がい者差別」の付帯条件について (論点5)

- ・行政及び事業者の積極的な合理的配慮の提供があると、本人の意思表示がなくても、より共生社会に近い社会に近づいていくので、三重県、福岡県のような考えを長野県の条例に盛り込んでほしい。
- ・障がいのある子供の親御さんがやるかたないのは、就学指導の時に、本来通わせたい学校ではなく、就学指導員の指導により特定の学校になってしまうこと。
- ・親御さんと一緒に就学相談の担当者がいろいろな学校を見て歩くというプロセスの結果として特別支援学校を選ぶのであればお互いに納得する。
- ・関心を持たない方に関心を持ってもらうための支援委員をサポート可能な組織は必要なのでは。また紛争を幾つも重ねることにより普及していくと思う。

(5) 「県民」、「事業者」の役割（責務）について（論点6・7）

（同一記載・相違記載について）

- ・ 県民と事業者の役割は、別々に書いたほうが分かりやすい。
- ・ 紛争を解消するための必要な措置を講じる観点から、事業者の役割は県民と一緒にしないほうが実効性がある。
- ・ 県民の中に事業者も含まれるので、特に分ける必要はなく、「県民」の表記で事業者も含むのではないか。

（事業者の役割について）

- ・ 児童発達ではなくて保育園にいるべきとか、放課後デイサービスではなく児童館で過ごすなど、「ピープルファースト」、「チャイルドファースト」であるところまで踏み込んだ事業所のあり方とかを打ち出してほしい。
- ・ 信州あいサポート運動を条例の文言の中に残すのであれば、相談に乗り、相談員が啓蒙活動するなどのレベルアップが必要では。
- ・ 長野県が一体どういうものを求めているのか、あいサポート研修のやり方を見直しながら考えてほしい。
- ・ 建設的対話についても、合理的配慮を行う前の段階でしっかり対話していく

（県民の役割について）

- ・ 長野県が一体どういうものを求めているのか、見直しながら考えてほしい。
- ・ 人は仲良くしろと言われて仲良くなるのではなく、一緒にいる環境が保障されて、その中で一緒にいる中で認め合っていくというプロセスの結果である。
- ・ プロセスがない中で「共生」と言ったところで、その場の話で終わってしまう。
- ・ 日本は、相手方を訴えたら関係は終わりである。

（障がい者団体の役割について）

- ・ 障がい者団体は、自ら当事者の訴えにより介入しているが、トラブルで解決できなかったことはない。
- ・ 事業者とのトラブルも、相手方に具体的な合理的配慮の内容を伝えると、ほぼ解決される。
- ・ 但し、そういう事業所ばかりではないことも事実。
- ・ 問題のある事業者は、補助金をもらって障がい者を格安に使うそれだけ。
- ・ 障がい者団体としては、行政や支援者、相談支援センターに任せていたら一向に進まない思いはある。
- ・ 支援者が、精神障がい者のストレスがかからない対話の仕方を知っている人は少ないので、障がい者の家族会は、ある程度関わっていかないと進んでいかない。
- ・ 障がい者団体として、理解促進を図る活動というのは、当然のことなので、条例に盛り込まなくてもよいのでは。
- ・ 物を言わない障がい者が多いので、一緒に寄り添い伴走するような人を、本の代弁者として置くことも必要。

(その他)

- 共生社会の実現が前段階としてあり、そこで生じるあつれきや差別、合理的配慮の欠如をどう保障していくかというストーリーが条文のどこかで述べる必要がある。
- 理念として、本来あるべき姿についてしっかり記載していく。
- 小さい時から多様な人達と一緒に学んでいる環境はすごくいいことだと思う。

5 次回専門分科会開催予定日 令和元年8月30日(金)

当事者団体、関係団体等 意見聴取結果

意見聴取年月日 令和元年 7月 1日 (月)

団体名 肢体不自由児者父母の会連合会 団体側対応者 浅井会長 他1名

障がい者の現状及び障害者差別解消について

(現状)

- ・措置制度時代の記憶で、「特別な人」という偏った考え方（偏見）がある。（大人も子供も）
- ・小学校の教育現場で障がい者が養護教室でなく、同じクラスで学べる環境といじめが発生しない教育が必要
- ・幼少の時から障がい者と接する機会を持つべき。
- ・障がい者手帳制度による税の減免、免除、各種割引等が、特別視される要因ではないか。
- ・障がい者自身、「支援されて当たり前」、というありがたさ（感謝）が欠落している人がある。
- ・障がい者自身が「ありがたい（感謝）」と思うことから始めるべき。
- ・障がい者であっても社会のルールは守るべき（十分に歩ける障がい者が、車いす専用駐車場に止める等）
- ・周りの人の視線が辛い。世の中にはいろんな人がいることを自覚してほしい。

(障害者差別解消法施行後について)

- ・「合理的配慮」の言葉は広がったが、意味までは伝わっていない。
- ・障がい者が以前よりも町に出掛けている機会が多くなった。
- ・障がい者自身も変わらなければ、どんな良い条例が出来ても変わらない。
- ・「障がい者」は、特別な人じゃない事を認識すべき。

共生社会実現に向けた取組及び条例に望むこと

(共生社会の実現に向けた取組みについて)

- ・障がい当事者と県民が参加するイベントの実施（ごみ拾い等）（障がい者自身の意識改革）
- ・障がい児との関わり方を根本から見直した県独自の教育制度の確立（担任制の廃止）

(条例に望むこと)

- ・障がい者に任せ、責任を持たせる事項の記載を希望する。（障がい者自身が行わなければならない事項）

当事者団体、関係団体等 意見聴取結果

意見聴取年月日 令和元年 8月 2日 (木)

団体名 長野県知的障がい福祉協会

団体側対応者 宮下 智会長

障がい者の現状及び障害者差別解消について

(現状)

- ・知的障がい軽度の方が、自身のステップアップを目指し当施設を退職後、新たに就職したが、辞めて戻ってきた。
- ・新しい職場では、毎日ダメだ言われ、意欲もなくなっらしい。
- ・その人に合った「頑張り」というのがあり、世間が過剰に求めればダメになる。
- ・軽度の知的障がい者が職場でいろいろ言われるのは、結構ある話で、結局、使い物にならないという理由で辞めさせられる。こういった事案は、障がい者の雇用が高くない中小企業で起こりやすい。
- ・長野県は、特別支援学級の数が多い県であるが、分けて教育することのメリット・デメリットがある。
- ・先生の実力も相当影響し、現在の日本の教育環境の中では、障がい者が一緒にしても多分つぶれてしまう。
- ・今の養護学校の進路指導をみると、「あなたは出来るから就労、ちょっと就労できないから A 型、A 型無理そうだから B 型、どこもダメだから生活介護」と偏差値のようにになっているのが現実の話。
- ・クラスに障がい者が居ないため、どうやって知的障がいの人と付き合ったらいいかわからないまま大きくなってしまふ。
- ・100 年経っても、心の奥の偏見・差別はなくならないと思う。ではどうするかが鍵。

(障害者差別解消法施行後について)

- ・旅館・ホテルでの対応は、すごく良くなった。飛び込みで電話予約してもほとんど拒否されない。
- ・ホテルの中には、バリアフリーでないホテルもあるが、出来る範囲で調整してくれる。10 年前とは随分違う。
- ・外出先でも冷たい視線を感じることも減った。
- ・医療機関も、以前のように付き添いがなければ入院させないということはない。医療サイドも頑張っている。
- ・冠婚葬祭時に出席を拒む事案もかなり少なくなってきた。
- ・法律のせいではないと思うが、障がいがあることについての偏見というのは全体的に薄まりつつある。
- ・東京に行くと電動車いすが、新宿駅とか走っている。そういう姿を見れば周りへの啓蒙になる。
- ・見ることや隣に住んでいる事で当たり前になりつつある。グループホームの建設時も、反対はあっても、以前のような差別的発言を大きな声で言う人は居なくなった。

共生社会実現に向けた取組及び条例に望むこと

(共生社会の実現に向けた取組みについて)

- ・愚痴を聞いてくれるところがあるだけで、楽になれるので、そういう場所が自然に出来るような仕掛けがあるといい。
- ・法定雇用率の中で雇える企業では、障がい者がそばにあり、啓蒙や理解が進むと思うが、そういう場面に遭遇することが少ない人達にどうサポートをしていくのか。
- ・「NHK ハートネット」という斬新で挑戦的な番組があるので、メディアを上手に活用するのもよい。
- ・ラジオやテレビで長野県枠の放送もあるので、上手に活用していけばいい。

(条例に望むこと)

- ・世の中、権利主張する人が増えており、あまり事業者への責務を詳細に決め込むと重箱の隅をつついたようなクレームにつながる可能性がある。
- ・要望や苦情が独自の見識なのか、一般的に言えることなのかどうか判断がすごく難しい。条例は大きく全体をつかんだ表現のほうがいい感じがする。
- ・事業者が一生懸命やっている対応が認められず、やってないこと、できていなかったことばかりが指摘されるような条例では消極的な気持ちになってしまう。
- ・例えば支援者に対して「ここまで頑張ってるんだよね」って認めるような社会でないといけないし、お互いに認めあえるような社会が共生だと思う。
- ・発達障がいやうつ病の人が、増えていく中でその人を除外した社会ということはある得ないので、どうやって支援・共生していくのか考える必要がある。

当事者団体、関係団体等 意見聴取結果

意見聴取年月日 令和元年 8月 6日 (火)

団体名 上小圏域障害者総合支援センター

団体側対応者 橋詰 正所長

障がい者の現状及び障害者差別解消について

(現状)

- ・障がい者の就労支援の場において、企業や事業所とのマッチング等により、トラブルに発展した場合、障がい名によって以降の採用を見合わせる等、1人の障がい者の支援のミスマッチを障がい特性として位置付けてしまう状況が幾ケースも見られる。
- ・障がいがない人でも仕事が遅かったり、失敗する人等、いろいろな人がいるのに、障がい者雇用に至っては、「〇〇障がいの人はうまくいかなかった」と捉えられてしまうのは差別だと思っている。これをどこかで払拭していかないと、小さい頃からレッテルを貼られてしまう。
- ・就労支援事業者の多様化に伴い、企業支援としての位置づけが大きくなり、就職率や定着率を伸ばすことが目標となり、支援対象から外れた障がい者が、過度の訓練や指導が、不適切な対応がされてきていると感じている。
- ・合理的配慮について、一部苦情的な相談があった。

(障害者差別解消法施行後について)

- ・公的施設や学校など、合理的配慮への取組や検討は、法施行に合わせて実施されて来たと感じている。
- ・法施行直後からの比較では、少し穏やかな感じがする。
- ・長野県内の各圏域での差別解消地域協議会の設置は、検討段階の圏域が多く、仕組作りが出来ていない状況。
- ・権利擁護部会においても推進した時期もあったが、推進力が穏やかになっている気がする。
- ・民間の合理的配慮の努力義務に対する批判は、当事者から多く聞かれ、過度の負担を伴う等の文言が、説明の根拠となり、「建設的な話し合い」ではなく、苦情や非難といった対応に追われることも多くみられた。
- ・地域の中で日常的な中で障がい者を含めて住民が話し合いをしたりとか、絶対的に足りていない。機会が少ない。
- ・住民ひとり一人の意識・理解の浸透が大切だが、とても大きな課題であり、まずは継続した取組を地域毎に行わないと、紛争解決の仕組みが優先されてしまうので、障がい者と地域住民が対立構造にならないような話し合いの場等の機会が重要。

共生社会実現に向けた取組及び条例に望むこと

(共生社会の実現に向けた取組みについて)

- ・「共生社会」の理解の浸透が、まだイメージできない状況。
- ・基本的な学習を地域住民向け、支援機関、行政機関が共有できるための研修や情報提供の機会が必要。
- ・全国的にも研修を受講する機会が少ないと感じている。
- ・県内において情報発信できるような研修を作っていくべき。
- ・障がい福祉分野では、地域生活支援拠点や地域包括ケアシステムとして議論を重ねているが、子ども分野、障がい分野、高齢分野等、全てのライフステージに関連することであるということが、どこかに焦点化され、広すぎて考えられないといった行政の声も聞こえる。
- ・実際の取組事例等の学ぶ機会が不足していることが要因ではないか。
- ・実践者の話をまとめたDVDを作成したらどうか。

(条例に望むこと)

- ・長野県全ての副学籍制度の導入と取組の具体的方針
(子供の時代に共生社会の教育を充実させることが重要であり、保護者を巻き込み、地域を巻き込むことが出来るのは、義務教育の時期が適している)
※ 視覚障がい、聴覚障がいなどのコミュニケーション支援に関する県と市町村の取組の具体的なルール化

当事者団体、関係団体等 意見聴取結果

意見聴取年月日 令和元年 8月 7日 (水)

団体名 長野県身体障害者施設協議会

団体側対応者 佐藤 正雄会長

障がい者の現状及び障害者差別解消について

(現状)

- ・合理的配慮について、利用者（障がい者）が求めているのか、いけないのか理解していない。
- ・職員は、研修等で解消法の内容について理解することが可能だが、障がい者自身は、解消法を知る機会がない。
- ・施設職員も、合理的配慮の努力義務についてもあまり理解していない。（周知、理解が足りていない。）
- ・解消法の名前自体は知らないけれども、障がい者に対する人権等が見直されたくらいしか分かっていない。
- ・障がい当事者及び事業者とも差別なのかそうでないのか、気付かない事、分からない事がまだまだたくさんある。

(障害者差別解消法施行後について)

- ・差別される側もする側も、施設で生活するうえの中において、どの発言が差別なのかが、はっきりと分かった。
- ・一番分かりやすいのが、利用者の呼称。（ちゃん付け。呼び捨て 等）
- ・当たり前のように、何ら問題がないと思えば利用者も我々も使用していた。
- ・しかし、我々も問題意識があったため、出前講座を受講した。
- ・障がい当事者は、具体的に何がどう変わったのか分かっていない。

共生社会実現に向けた取組及び条例に望むこと

(共生社会の実現に向けた取組みについて及び条例に望むこと)

- ・まずは、障がい者差別解消法の根本的な考えをしっかりと県民、事業者及び障がい者自身に、しっかりと啓蒙活動等を積極的に行うことが出来る施策が必要だと思う。

当事者団体、関係団体等 意見聴取結果

意見聴取年月日 令和元年 8月 15日 (木)

団体名 マックスバリュ長野株式会社

団体側対応者 マーケティング部 芝部長

現状について（解消法の認知について）

- ・「合理的配慮」という言葉の定義について、どこまでの範囲なのかが難しいので、「合理的配慮」の表現を店舗で使っているところはなく、「あいサポーターの取組みをしよう」とか、「ちょっとした配慮をしましょう」等の言い方をしている。
- ・障がい者に限らず、第3者に判断してもらったほうがいい苦情は沢山ある。
- ・長野県は、障がい者に限らず苦情が圧倒的に少ないと思う。

貴社（団体）で実施した合理的配慮の提供事例について

- ・難病で長時間のレジ業務が難しい職員を、部門異動させてデスクワーク業務へ
- ・発送伝票の代筆
- ・当社は、フルサービスではなくセルフサービス。普段の心掛けの延長で、人として当たり前のちょっとした配慮を行っているので、ホテルフロント等「接客業」と同じレベルの「合理的配慮」には至っていないと思われる。
- ・東京都では、「合理的配慮しなければならない」と、言い切らざるを得ない状況があると思う。
- ・東京の1社が過重な負担と思われる合理的配慮を行えば、それがベーシックになってしまう。
- ・お客様の要望に対して放置することは、どの業者もやらないと思う。

障がいのある方から寄せられた合理的配慮に関する意見、要望・対応について

- ・店舗に配置している車いすのパンク、故障。
- ・点字ブロック上にある自転車等の障害物の除去、点字ブロックの破損修理
- ・ホテルのドアマンのような職員がいるわけではないので、障がい者用の駐車場に健常者が駐車したとか、点字ブロック上に放置された自転車等は、常に監視し、管理するということではできない。お客さまの道徳心、倫理観にゆだねるところが大きい。現状では、常に問題になっているわけではないが、そのような苦情は時々いただくことがあるので、都度、対応している。
- ・現段階で、お客様からはそんなに合理的配慮を求められていない。
- ・都度、合理的配慮の要望があれば応えているが、1対1の接客でないため、応えきれない場合がある。
- ・店舗ごとに1人か2人程度買い物介助してほしい旨の要望はある。

合理的配慮の提供が困難だった事例の有無について

- ・合理的配慮の提供が困難だった事例は、あまりない。
- ・障がい者の方が権利主張される方がいるが、それは「障がい」とは関係なく個人の問題。

「障がい者共生社会づくり条例（仮称）」に望むこと

- ・条例や法律で合理的配慮をしなければならないとなった時に、道徳的観点からやらなければいけないが、どこまでなのかは、非常に難しい。
- ・条例が制定された事により、合理的配慮について引き締める部分については、意識させてもらうのはありがたいが、そこがきちんと守れるのか多少心配がある。
- ・自分たちが考えるもう1段厳しいレベルにしなきゃならない世の中に今後変わっていくのではないかな。
- ・店長は2年～3年で変わるが、合理的配慮のレベルを上げた店長がいろいろ行ったとしても長くは続かない。
- ・続かなくなった時に、一時期行った過重な負担を伴う合理的配慮が、ベーシックになると、他の所に歪みが出る事があるので、努力義務にしておいてほしい。

共生社会づくり条例に寄せられた県民からの意見

区分	寄せられた意見
情報コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・「交流」するためにはコミュニケーションがお互いにとれることが大切です。 ・盲ろう者には、その人の理解できる方法で、難聴の方には文字で、見えない方には言葉で伝えられるように・・・ ・声の出せない方、言葉が出ない方もいらっしゃいます。そうした方々であっても、スムーズに情報を得ることができ、お互いに交流できるための社会へ通訳者などの増員、障がい理解への県としての啓発も望みます。
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の特性を理解したうえで、関わっていけるような啓蒙活動。公共施設のバリアフリーの推進 ・建物内部のバリアフリー化は進んでいるが、屋外道路は非常に見落とされている。 ・国道、県道、市道の担当者の教育、理解を進めてほしい。特に交差点、歩道への対応をしっかりやってほしい。 ・グレーチング、マンホール段差、舗装の繋ぎ目等、車道優先であり歩道への配慮がほしい。
人権擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・社会にむけた姿を想像しながら子育てができるように、個性を尊重できるような事を盛り込んだ条例にしてほしい。 ・色々な人（いろいろな過敏があり、ストレスを感じてしまう）がいることを受け入れられる社会になる条例に（仲間はずれしない） ・社会・大人の都合で良い子に育てられるのではなく、生まれたその子とその子らしく意思決定支援がされる条例に（意思決定支援を進める）
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、障がい者のことを知る機会がない。 ・もっと学校教育の中に障がい者理解を反映させてほしい。 ・さらに、理解が進む場づくりを、県主導で推進してほしい。 ex)小中高、学校教育の場で交流を深める。 ・手話を義務教育に組み入れ、身近に習得できる環境を作る条例
交流の機会・文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人とない人との交流機会が増えるような条例に賛成。定期的なレクリエーション、文化祭、社会貢献活動を対等な立場で参加する機会が増える条例を希望します。 ・勇気と希望につながる講演、スポーツ、芸術の力に触れる機会を増やす条例（役立つ講演への連れ出し、プロスポーツチームとの交流、公式試合の観戦、観劇、音楽鑑賞、映画等への参加支援）
労働	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対して不当な対応をなくす条例 （賃金未払い、説明ない賃金支払いの遅延、契約より少ない賃金支払い子供への虐待を防止する体制同様に不当な対応をされた時に相談できる窓口、ラインの設置、第三者からの報告含めて） ・障がい者が一般で働ける条例 ・もっと気楽に楽しく仕事ができる条例
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・強い口調、告げ口、陰口が出来ない条例。 ・「障がい者差別」を連想させないため、「障がい者」という言葉を入れない条例名にしてほしい。 例) ○「長野県たすけてほしい人共生社会づくり条例」 ○「長野県ヘルプ共生社会づくり条例」

第3回
長野県障がい者権利擁護専門分科会
「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」
検討会

論点提示資料

【専門分科会で御議論いただきたい論点】

- 論点8 「障がい者差別の禁止を担保する仕組み」について
-

（次回の専門分科会で御議論いただく論点）

- 論点9 県の責務について
- 論点10 市町村の役割、市町村との連携について
- 論点11 共生社会実現のための施策について

令和元年8月30日

長野県 健康福祉部 障がい者支援課

《主な論点》

○ 条例において「障がい者差別の禁止」を担保する仕組みをどう構築するのか。

(考え方のポイント)

- ・ 相談、あっせん、勧告、公表等の仕組みを構築する必要があるのか。
- ・ 当該仕組みは、どこまで必要なのか。

1 担保する仕組みについて

「障害者差別解消法」における記載 (第12条)

主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる

〔障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針による基本的な考え方〕

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、主務大臣の定める対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行うものとする。

また、主務大臣による行政措置に当たっては、事業者における自主的な取組を尊重する法の趣旨に沿って、まず、報告徴収、助言、指導により改善を促すことを基本とする必要がある。主務大臣が事業者に対して行った助言、指導及び勧告については、取りまとめて、毎年国会に報告するものとする。

「障害者差別解消法」における記載 (第14条)

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

長野県としての取組

障がい者差別解消推進員の配置 (平成28年4月)

障害者虐待防止・差別解消連携推進会議の設置 (平成28年7月)

周知・啓発 障がい者差別解消推進員による出前講座

「信州あいサポート運動」による障がい者理解の推進

「ヘルプマーク」配布による障がい者への援助・配慮の支援

市町村・県職員を対象とした研修会の実施

→ 相談窓口で対応してもなお、事業者による自主的な改善を期待することが困難な案件等については、あっせん、勧告等による実効性の確保が必要となるが、あっせん等の調整を行う機関の設置について具体的に明記されておらず、現状では調整を行うことができない。

先行県の状況

相談、あっせん、勧告、公表等の仕組みを条例に規定	10都県
条例に規定していない	2県(鳥取県、佐賀県)

先行県の仕組み

先行都県の紛争解決の仕組みは、各都県でほぼ同様。その方法は以下のとおり。

- 1 相談への対応(相談体制の整備・相談員の設置)
 - 2 「あっせん等」の申立て (障がい者等 → 県)
 - 3 調査
 - 4 「あっせん等」の求め (県 → 協議会等)
 - 5 「あっせん等」の実施 (必要に応じて協議会等による調査 → あっせん案提示)
 - 5 勧告の求め (協議会等 → 県 : あっせん案に応じない場合など)
 - 6 知事による勧告
 - 7 知事による公表
- * 罰則規定を設けている都県はない。(守秘義務違反は除く)

障がい者差別の禁止を担保する仕組みを設けることのメリット・デメリット

区分	メリット	デメリット
仕組みを設ける	事業者による自主的な改善を期待することが困難な案件等について対応が可能となる	障がい者差別の範囲等を限定せざるをえない (不当な差別的取扱い 合理的配慮の不提供 に限定等)
仕組みを設けない	障害者基本法のような広い障がい者差別の概念を禁止対象とすることが可能	事業者による自主的な改善を期待することが困難な案件等について対応ができない (現行と変わらない)

議論のポイント

障がい者差別の禁止を担保する仕組み(紛争解決の仕組み)を構築する必要があるのか。

参考

「あっせん」 紛争当事者の間に専門機関が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合いを促進すること。

「勧告」 勧告とは、相手方の処置を勧め、又は促す行為である。

勧告は、それが尊重されることを、もちろん前提としているが、法律上相手方を拘束する意味までは持っていない

■ 論点 8-2 「障がい者差別の禁止を担保する仕組み」(各論)について

《主な論点》

○ 条例において「障がい者差別の禁止」を担保する仕組みをどう構築するのか。

(考え方のポイント)

- ・ 各都県で考え方に差のある事項について、長野県としてはどのように考えるのか。

1 相談への対応 (相談体制の整備・相談員の設置)

代表的な記載方法

- ・ 何人も、知事に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。(秋田県)
- ・ 障がいのある方及びその家族その他関係者は、県に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。(福島県)
- ・ 県は、法第十四条の相談に的確に応ずることができるよう、当該相談に応ずるための窓口を設置するとともに、相談体制の充実を図るものとする。(群馬県)

先行県に考え方の相違がある事項 (平成28年度以降に制定した12県のうち担保する仕組みのある10県状況:以下同じ)

○ 相談対象者

何人も	4県(秋田県、滋賀県、静岡県、香川県)
障害者及びその家族その他関係者並びに事業者	3都県(福島県、三重県、東京都)
障がい者(意思表示が困難な場合は家族)及び事業者	1県(福岡県)
対象者の記載なし	2県(群馬県、福井県)

議論のポイント 対象者をどのように考えるのか。

2 相談を受けた際に実施する内容

代表的な記載内容

県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

先行県に考え方の相違がある事項

代表的な記載と同様な都県	7都県(福岡県、福井県、三重県を除くすべて)
福岡県	: 具体的内容の記載なし
福井県	: (3)の記載なし
三重県	: 代表的な3項目に加え、障害者虐待防止法及び障害者雇用促進法に該当する案件の対応も記載(関係行政機関への通告、通報その他必要な対応を図るものとする。)

議論のポイント 先行県と同様な内容で良いのか。

3 あっせん（あっせん又は助言）の申し立て

先行県での規定方法

- ・ 障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、前二条の規定による相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申し立てをすることができる。（三重県）
- ・ 障害者並びにその家族及び後見人その他障害者を現に保護する者は、第七条各項の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、第八条第三項の規定により相談を行い、当該相談について広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときは、知事に対し、紛争の解決のために必要なあっせんを求めることができる。（東京都）

先行県に考え方の相違がある事項

○あっせん・あっせん又は助言

「あっせん」 5都県（秋田県、群馬県、滋賀県、福井県、東京都）

「助言又はあっせん」 5県（福島県、三重県、福岡県、静岡県、香川県）

*「助言又はあっせん」としている県に、ここでの相談と相談員による相談との相違を聴いたが明確な相違はない

○申立人

障がい者、家族、後見人その他関係者 7都県

障がい者、家族、事業者、その他の関係者 1県（三重県）

障がい者（意思表示が困難な場合はその保護者）又は事業者 1県（福岡県）

障がい者 1県（福井県）

○あっせん（助言含む）の申し立て要件

相談による対応によってもなお解決することができない（見込まれる） 9都県

条件なし 1県（福井県）

○あっせん（助言含む）の申し立てができない事項

条件なし 福井県のみ

障がい者の意思に反する家族等からの申し出のみ 福島県、静岡県

（この事項は、「家族等からの申し出ができる」規定を有しているは、すべての都県が規定）

行政不服審査法その他の法令に基づく不服申し立て又は苦情申し立てをすることができるとき

秋田県、滋賀県、東京都、香川県

障害者雇用促進法に該当する案件

秋田県、群馬県、滋賀県、東京都

同一の対象事案について過去にあっせんの申し出あり

秋田県、群馬県、滋賀県、東京都

対象事案の発生日から3年を経過したもの

群馬県、三重県、福岡県

当事者のすべてが県外に居住又は所在

福岡県

議論のポイント

「あっせん」とするのか「助言又はあっせん」とするのか

申立人は、どの範囲まで対応とするか。

相談による対応をあっせんの前提要件とするのか。

申立ができない事項としては何が適切か。（他県で設定したものうち不要なものとは何か）

4 あっせん等の申し立て後の対応

(1) 調査に関する規定

代表的な例

知事は、前条の規定による申し立てがあったときは、当該申し立てに係る事実の調査を行うものとする。(福島県)

先行県に考え方の相違がある事項)

○申し立てがあった場合の調査の考え方

調査を行う(させる)ものとする。 6都県 (秋田県、福島県、群馬県、東京都、静岡県、香川県)

調査ができるものとする 三重県

調査自体の規定なし 3県 (滋賀県、福井県、福岡県)

なお、「調査についての協力」「証明書の携行・提示」等の規定も各都県により相違があるが、必要な事項については、事務的な内容であるため別途事務局で検討

議論のポイント 申し立てがあった際の調査の実施の有無

(2) あっせんの手続き(協議会等に対する求め)

代表的な記載例

前条第一項の調査の結果に基づき、対象事案についてあっせんを求めることが適当でないことを認めるとを除き、協議会にあっせんを行うよう求めるものとする。(群馬県)

協議会は、第一項の規定によるあっせんの求めがあった場合において、必要があると認めるときは、対象事案関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。(群馬県)

先行県に考え方の相違がある事項 (平成28年度以降に制定した12県のうち担保する仕組みのある10県状況)

○「あっせん等」の検討主体

協議会等し 9都県

県(知事)〔協議会等に意見を求める〕 三重県

○協議会等に対する求めの条件

条件なし 6県

あっせんを求めることが適当でないことを認める場合を除き 2県(群馬県、三重県)

影響が大きい事案であり、紛争解決のために必要と見込まれるとき 東京都

必要があると認めるとき 静岡県

- ・協議会等の調査規定は、三重県(知事が調整機関であるため)、福井県を除き、すべての都県で規定。
- ・なお、「調査についての協力」「調査の委任」規定も各都県により相違があるが、必要な事項については、事務的な内容であるため別途事務局で検討

議論のポイント 「あっせん等」の検討主体は協議会で良いのか
協議会等に対し求めを行う際の条件付与の有無

(3) あっせんの手続き(協議会等における「あっせん等」の実施)

代表的な記載例

委員会は、第一項の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、あっせんを行うものとする。(秋田県)

先行県に考え方の相違がある事項 (平成28年度以降に制定した12県のうち担保する仕組みのある10県状況)

○協議会等が「あっせん等」を実施しない場合の条件

条件なし	2県(福井県、静岡県)
あっせんの必要がないと認める場合(申立人が取り下げた場合等)	7県(上記を除くすべて)
性質上あっせんを行うのが適当でない場合	6県(福井、静岡、群馬を除く全て)
申立が3年間を経過したと判明したとき	福岡県

三重県、静岡県、群馬県は協議会等への求めの時点で制限あり

議論のポイント 協議会等に「あっせん等」を実施しない場合の条件の内容

(4) あっせんの終了

代表的な記載例

あっせんは、次のいずれかに該当したときは、終了する。

あっせんにより紛争事案が解決したとき。

あっせんによっては紛争事案の解決の見込みがないと認めるとき。(東京都)

先行県に考え方の相違がある事項 (平成28年度以降に制定した12県のうち担保する仕組みのある10県状況)

○あっせん終了の規定の有無

規定なし	3県(福島県、福井県、静岡県)
規定あり	7都県(秋田県、群馬県、滋賀県、三重県、東京都、福岡県、香川県)

○あっせん終了の条件

対象事案が解決したとき(又はあっせんを受諾したとき)	6都県(除く三重県)
あっせんによって対象事案の解決の見込みがないと認められるとき	7都県
あっせん案を受諾しないとき	福岡県、香川県
継続することが困難と認められるとき	福岡県、香川県

議論のポイント

終了規定の有無

終了時の条件

5 勧告・公表

(1) 協議会等による勧告の求め

代表的な記載方法

調整委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる。

- ① あっせんを行った場合において、当該事業者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わず、これを放置することが障害を理由とする差別の解消の推進に著しい支障があると認められるとき
- ② 正当な理由なく(調整委員会)の調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- ③ (調整委員会)の調査に対し、当該事業者が虚偽の資料を提出し、又は虚偽の説明を行ったとき。

先行県に考え方の相違がある事項 (平成 28 年度以降に制定した 12 県のうち知事への勧告権仕組みのある9県状況)

○知事への勧告を行う条件

あっせんを受託しない、従わない、放置する	全都県 (放置は東京都のみ)
調査を拒み、妨げ、忌避したとき	5都県(秋田県、滋賀県、東京都、静岡県、香川県)

議論のポイント 知事への勧告を行う場合の条件について

(2) 知事による勧告

代表的な記載方法

- ・ 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、関係当事者に対して、必要な措置をとるよう勧告をすることができる。(福井県)
- ・ 知事は、委員会から前項の勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、勧告を行うものとする。(香川県)

先行県に考え方の相違がある事項 なし

協議会等の求めがあった場合無条件で勧告する県はない

(3) 公表

代表的な記載方法

知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた対象事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる

先行県に考え方の相違がある事項 なし

正当な理由なく従わないときを条件として、公表できるという規定は同じ

なお、(2)、(3)について、「勧告・公表の対象者から意見を述べる機会を設ける規定」、「勧告、公表時に協議会等への意見の徴取」に各都県において差が生じているが、事務的な事案であるため事務局で検討する。

■ 論点 9 県の責務について

《主な論点》

- 県の責務として、どのような項目が適切であるのか。
- 各項目において、どのような事項・内容を盛り込むべきか

選定条件の整理

「県の責務」と「共生社会実現のための施策」

事務局としての整理方法の考え方

個別の分野、事項に関する事項 「共生社会実現のための施策」として整理
上記施策を実施する上で、分野や項目にかかわらず必要となる事項 「県の責務」として整理
具体例：理解促進・普及啓発、市町村・県民等への支援、 など、

議論の進め方

他都県が条例に記載している項目について、どんな内容を盛り込むかを、先行県での状況等を提示した上で、項目ごとに議論(上記考え方により「県の責務」として該当する事項)
他に盛り込んだ方がよい項目について議論
その上で、最終的に「県の責務」か「共生社会実現のための施策」(又は他項目)に分類
なお、他都県の比較は、平成 28 年度以降検討を開始した 12 都県とする。

1 総合的な施策の推進

採用県:全都県

代表的な記載方法 (福井県)

- 県は、前条 に定める基本理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等並びに障害者に対する障害を理由とする差別の解消の推進に必要な施策を策定し、およびこれを総合的かつ計画的に実施するものとする。

議論の整理

- 「基本理念にのっとり」と「総合的かつ計画的に推進(実施)」の表現はすべての都県で採用
- 「障がい理由とする差別解消」を盛り込んでいる都県 11 都県(三重県を除く全て)
- 「障害者の自立及び社会参加」又は「共生社会の実現」を盛り込んでいる県 4 県
(鳥取県、福島県、三重県、福井県)
- 「県民及び事業者の理解を深める」を盛り込んでいる県 群馬県、香川県
- 「他の法令との調和を図り」を盛り込んでいる県 福岡県

議論のポイント どのような内容(要素)を盛り込むべきか。

2 普及啓発

採用県:滋賀県、東京都 別建ての章:福井県、福岡県

共生社会実現のための施策 :6県 その他:佐賀県、香川県

代表的な記載方法

- 都は、基本理念にのっとり、障害、障害者及び障害の社会モデルについて、都民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な啓発活動を行うものとする。(東京都)
- 県は、第三条に定める基本理念に関する県民の関心と理解を深めるとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等ならびに障害者差別解消のための施策が効果的に実施されるよう、必要な広報および啓発等を推進するものとする。(「県民理解の促進」という章 : 福井県)
- 県は、県民が障がい理由とする差別の解消の重要性について認識し、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。(共生社会実現のための施策 : 福島県)

議論の整理

- 「社会モデル」「社会的障壁」に言及している都県 滋賀県、三重県、東京都
- 「障がいを理由とする差別解消」に言及している県 6県
(鳥取県、秋田県、福島県、群馬県、三重県、福井県、静岡県)
- 「障害者の自立及び社会参加」又は「共生社会の実現」を盛り込んでいる県 3県
(鳥取県、三重県、福井県)
- 条例の性格(差別解消が主体、共生社会の実現と差別解消の双方が主体等)により、盛り込まれる内容が異なる。(総合的な施策の推進に同じ)

議論のポイント どのような内容(要素)を盛り込むべきか。

3 市町村への支援

採用県:鳥取県、福島県、滋賀県、福岡県、香川県

市町村との連携の項目:秋田県、群馬県、福井県、東京都、静岡県、香川県

代表的な記載方法

- 県は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を実施しようとするときは、当該市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。(福岡県)
- 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。(市町村との連携:秋田県)
- 県は、市町と連携し、障害者の自立および社会参加の支援等ならびに障害者差別解消のための施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。(同上:福井県)
- 県は、市町村の障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する取組について、必要に応じて関係機関と連携して支援するものとする。(特殊型:鳥取県)

議論の整理 (いずれも鳥取県を除く)

「情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援」は、全て都県で取り入れられている
対象を「差別者解消」のみと「障害者差別と」「自立および社会参加の支援」の要素を加えている県がある。(後者は、福井県のみ)

「連携し」、「協力し」という表現を用いている県とそうでな都県がある。

義務的表現「支援を行うものとする」がほとんどであるが、東京都は「支援を行うように努めなければならぬ」としている。

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

4 県民等への支援

採用県:群馬県、福岡県 別建ての章:福井県

共生社会実現のための施策:秋田県、福島県、東京都

代表的な記載方法

- 県は、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するための情報の提供及び技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。(群馬県)
- 県は、県民または県民が組織する民間の団体が自発的に行う障害および障害者についての理解を深める活動を促進するため、情報の提供、助言、指導、その他の必要な施策を講じるものとする。(福井県)
- 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う障がい及び障がいのある人について理解を深める活動を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。(秋田県)

議論の整理

- 対象者： 県民及び事業者（群馬県） ・ 県民又は県民が組織する団体（福井県）
県民、事業者又は県民が組織する団体（秋田県、福島県） ・ 事業者のみ（東京都、福岡県）
- 支援の対象 障がいを理由とする差別解消 群馬県、福岡県
障がい者理解 福井県
その両方 秋田県、福島県
共生社会 東京都

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

支援対象の範囲はどのようにするのが適切か。

5 他機関との連携

採用県:滋賀県

基本理念:群馬県、香川県 その他:三重県

記載方法内容

- 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。(滋賀県)
- 第一条に規定する社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者、国その他関係機関の適切な役割分担、相互の連携及び協働の下に行われる必要があること。(基本理念:群馬県)
- 県、市町、県民、事業者その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して、社会全体で取り組む必要があること。(基本理念:香川県)
- 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。(単独の項:三重県)

議論の整理

条例の考え方と位置づけにより対象とする施策の表現には違いがある。

他は、「国、市町、県民および事業者と連携し、および協力」という趣旨は同様。

議論のポイント 県の責務としては、適切か。

どのような内容がふさわしいのか。

6 障がい者、障がい者団体の意見反映

採用県:群馬県、佐賀県 基本理念:福井県

記載内容

- 県は、差別解消推進施策を策定するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるとともに、これを実施するときは、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団体と連携協力するものとする。(群馬県)
- 県は、前項の取組を行うときは、障害のある人やその家族、福祉サービスを提供する事業所などの関係者から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。(佐賀県)
- すべて 障害者は、障害者に 関連する政策および計画に係る意思決定に参加する機会が確保されていること。(福井県)

議論のポイント 県の責務としては適切か。どのような内容を盛り込むべきか。

他県事例分析 【 県の責務 】

	総合的な施策の推進	普及啓発	中町村支援
香川県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に規定する都道府県障害者福祉計画において、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。	別建の章 施策の推進	県の責務 県は、市町村の障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する取組について、必要に応じて関係機関と連携して支援するものとする。
鳥取県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。	別建の章 施策の推進	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
秋田県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	別建の章 施策の推進	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
福島県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	別建の章 施策の推進	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
群馬県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	別建の章 施策の推進	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
滋賀県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	別建の章 施策の推進	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
三重県	県は、前二条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。	別建の章 施策の推進	
福井県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等並びに障害者に対する障害を理由とする差別の解消の推進に必要な施策を策定し、およびこれを総合的かつ計画的に実施するものとする。	別建の章 都の責務	県の責務 県は、市町村と連携し、障害者の自立および社会参加の支援等ならびに障害者差別解消のための施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
東京都	都は、基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要が体制整備を図るものとする。	都の責務	都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施するときは、情報の提供及び技術的助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
福岡県	前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障害者基本法その他の法令(条例及び規則を含む。)と調和を図りつつ、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を総合的に主体的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。	別建の章	県の責務 県は、市町村が障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を実施しようとするときは、当該市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。
静岡県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	別建の章 施策の推進	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要となる情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
香川県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	別の項目	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要となる情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
佐賀県	県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)(1)にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	別の項目	県の責務 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行うおとに必要となる情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

他県条例等

都道府県	県民及び事業者への支援	他機関との連携	障害者団体	財政上の措置	その他
鳥取県	〔各項目中に県民、事業者への支援の要素を取り入れている〕			県は、障がい者が暮らしやすい社会づくりや社会づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。	
秋田県	県は、県民等及び障害者団体等が自発的に取り組むことによる障がい者に対する差別を解消する目的について、障がい者に対する差別を解消する目的とする差別の解消の推進に資する活動を実施するために必要な支援を行うものとする。				
福島県	県は、県民、事業者又はこれら者が組織する民間の団体が自発的に取り組むことによる障がい者に対する差別を解消する目的について、障がい者に対する差別を解消する目的とする差別の解消の推進に資する活動を実施するために必要な支援を行うものとする。				
群馬県	県は、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するための情報の提供及び技術的な助言その他の必要な支援と努めるものとする。	〔基本理念〕 第一条に規定する社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者、国その他の関係機関の適切な役割分担、相互の連携及び協働の下に行われる必要があること。	県は、差別解消推進施策を策定するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるとともに、これを実施するに当たっては、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団体と連携協力するものとする。	県は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい者に対する差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
滋賀県		県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。		県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
三重県	〔事業者への支援〕 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。	〔国等との連携協力〕 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。		県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。 〔障害者計画に関する基本指針〕 県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図られるよう、障害者基本法、障害者権利条約との関係の解消の推進に関する法律、障害者権利条約その他の関係者の権利を擁護する法律、支障等に関する法律その他の関係法令の理念を踏まえ、障害者基本法第11条第2項の規定による障害者計画を策定するものとする。
福井県	〔県民への理解促進〕 県は、県民または県民が組織する民間の団体が自発的に取り組むことによる障がい者に対する差別を解消する目的について、障がい者に対する差別を解消する目的とする差別の解消の推進に資する活動を実施するために必要な支援を行うものとする。		〔基本理念〕 すべて障害者は、障害者に関する政策および計画に係る意思決定に参加する機会が確保されること	県は、障害者の自立及び社会参加の支援等ならびに障害者差別の解消の推進のための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。	県は、障害者の生活等日常生活をまじり、支える者ら等による生活の生活の維持保持およびその障害者の人権の保障に努めるものとする。
東京都	都は、事業者による共生社会の実現に向けた自主的な取組を促進するため、先進事例の収集及び公表その他の情報の提供並びに技術的助言並びに障害者と事業者との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。			県は、障がい者理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、前項の施策を策定し、又は実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとする。
福岡県	県は、事業者が第6条第1項の規定により必要な措置を講じようとするときは、当該事業者に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。			県は、障がい者理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、全ての障がいのある人、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び利用のための手段について確保し、及び情報の取得は利用のための手段についての選択の機会を拡大するよう努めなければならない。
静岡県				県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
香川県	〔基本理念〕 県、市町、県民、事業者その他の関係機関が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して、社会全体で取り組む必要があること。			県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	
佐賀県		県は、前項の取組を行うときは、障害のある人その他の家族、福祉サービスを提供する事業所などとの関係者から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。	県は、前項の取組を行うときは、障害のある人その他の家族、福祉サービスを提供する事業所などとの関係者から意見を聞き、その取組に反映するよう努めるものとする。	県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	県は、その事務や事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に定める取組を適正で合理的なものとして行われなければならない。

《主な論点》

- 市町村の役割(責務)を盛り込む必要があるのか。
- 県と市町村の連携は、どのような各項目、内容を盛り込むべきか

1 市町村の役割、責務

先行県の状況

市町村の役割、責務を明記している県。 3県(鳥取県、福岡県、香川県)

このうち、市町村の責務としている県は、鳥取県のみ。

先行県の記載内容

- 市町村は、基本方針にのっとり、第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努めるものとする。〔鳥取県、市町村の責務〕
- 市町村は、障がいを理由とする差別の解消の推進に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。(福岡県)
- 市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障害等に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。(香川県)

地方自治法における規定

地方自治法第245条の2

普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

→ 過半数の都県で「市町村の役割(責務)」の規定を設けていない。

長野県手話言語条例における規定

責 務 : 県

役 割 : 県民、ろう者、手話通訳者、ろう者が通う学校の設置者、事業者

* 市町村は「市町村との連携」という記載

議論のポイント 市町村の役割(責務)を設ける必要があるのか。
設けるとすれば、どのような内容とすべきか。

2 市町村との連携

先行県の状況

市町村との連携は、大別すると2項目

- ① 施策の策定・実施における市町村との連携
- ② 市町村に対する必要な支援（県の責務で議論済み）

→ ここでは、「①施策の策定・実施における市町村との連携」について議論し、他に必要な内容を別途検討

2-1 施策の策定・実施における市町村との連携

採用県：秋田県、群馬県、福井県、東京都、静岡県、佐賀県

市町村に限らず連携、協力するとしている県：滋賀県、三重県

先行県の記載例

- 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあつては、市又は町と連携するものとする。（静岡県）
- 県は、市町と連携し、障害者の自立および社会参加の支援等ならびに障害者差別解消のための施策を策定し、および実施するように努めるものとする。（福井県）

長野県手話言語条例おける規定

県は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。

議論の整理

- 「義務的表現(連携するものとする)」 秋田県、群馬県、東京都、静岡県、佐賀県、(滋賀県)
「努力義務的表現(努めるものとする)」 福井県、(三重県)
- 「実施のみ」 秋田県、群馬県、静岡県、佐賀県
「策定(体制誠整備)・実施」 福井県、東京都、(滋賀県、三重県)
- 市町村の役割(責務)を規定している県は、この項目を有していない。
- 市町村が行う施策への協力は、「市町村への支援」の中で、ほぼ全て同趣旨を盛り込んでいる。

議論のポイント

市町村との連携は何を記載すべきか。(除く市町村への支援)
連携、協力は市町村とすべきか。もっと広い範囲が良いのか。

3 その他

「市町村との連携」という観点で、他に盛り込むべき項目、内容はあるか。

他県条例分析 【市町村との連携等】

都道府県	市町村の役割等	市町村等の連携	
		施策の策定及び実施等	必要な情報の提供、助言及び支援
鳥取県	【市町村の責務】 市町村は、基本方針にのっとり、第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努めるものとする。		
秋田県		県は、前条の規定による施策の実施に当たっては、市町村と連携して取り組むものとする。	県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
福島県			県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携するとともに、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 【県の責務として記載】
群馬県		県は、差別解消推進施策を実施するに当たっては、市町村と連携協力するものとする。 県は、市町村が差別解消推進施策を実施するときは、当該市町村と連携協力するものとする。	県は、市町村が差別解消推進施策を実施するために必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。
滋賀県		県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。 【県の責務として記載】	県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。 【県の責務として記載】
三重県		県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。 【国等の連携協力として項目建】	
福井県		県は、市町と連携し、障害者の自立および社会参加の支援等ならびに障害者差別解消のための施策を策定し、および実施するように努めるものとする。	県は、市町と連携し、障害者の自立および社会参加の支援等ならびに障害者差別解消のための施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。
東京都		都は、体制整備及び啓発活動を実施するときは、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連携に努めなければならない。	都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施するときは、情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。
福岡県	市町村は、障がいを理由とする差別の解消の推進に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。		県は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を実施しようとするときは、当該市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 【県の責務として記載】
静岡県		県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、市又は町と連携するものとする。	県は、市又は町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
香川県	市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、障害等に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。		県は、市町が次条の施策を実施する場合にあっては、当該市町と連携し、及び協力するとともに、当該市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 【県の責務として記載】
佐賀県		県は、市町と連携し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行うよう努めるものとする。	県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組を行おうとするときは、情報の提供など必要な支援を行うものとする。

《主な論点》

- 「共生社会実現のための施策」として、どのような項目が必要なのか。
- 各項目において、どのような事項を盛り込むべきか

選定条件の整理

1 共生社会実現のための施策の実施主体

先行県の状況 (平成 28 年度以降に制定した 12 県のうち共生社会実現のための施策の記載のある 10 都県状況
香川県、佐賀県を除く都県の状況、以下本論において同じ)

県(都)としている県	9都県(鳥取県を除く全て)
県・県又は市町村としている県	鳥取県

地方自治法第 245 条の2

普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

→ 県の条例に記載する「共生社会実現のための施策」の実施主体は、「**県**」に限定
市町村に対して、「義務(努力義務)」を強いることはしない。

2 「共生社会実現のための施策」の各項目に記載すべき内容

先行県の状況

各項目について、基本的には1項のみで、包括的に記載している	5都県
秋田県、福島県、福岡県、静岡県、東京都	
多くの項目について、複数の項を設け、具体的内容も記載している	4県
群馬県、滋賀県、三重県、福井県	
必要な項目は「章」建てし、非常に詳細な内容をも記載	鳥取県

→ 「多くの項目について、複数の項を設け、具体的内容も記載」の方法を採用することを前提に議論を

3 議論の進め方 別紙 1 参考

- ① 多くの都県が条例に記載している項目について、どんな内容を盛り込むかを、先行県での状況等を提示した上で、項目ごとに議論
 - ② 少数の県で採用している項目について、県条例に記載する
 - ③ 長野県障がい者プラン 2018 の重点施策も参考にし、他に盛り込んだ方が良い項目について議論
- いただいた内容をどのように整理するのかは、事務局で検討
なお、複数の県で施策として掲げている「県民理解の促進」、「県民等への支援」は、「県の責務」として整理することするため、本論点としては整理しない。

障害者基本法における記載(医療、介護等)

- ① 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- ⑥ 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- ⑦ 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

代表的な記載方法 (福井県)

- 県は、障害者が自立した日常生活等を営むことができるよう、必要な福祉サービスの提供体制の確保その他必要な施策を講じるものとする。
- 県は、障害者の性別、年齢、障害の状態および生活の実態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう必要な施策を講じるものとする。
- 県は、障害者が乳幼児期、学齢期、成人期党生涯にわたり一貫して途切れることなく支援を受けることができるよう必要な施策を講じるものとする。(人材育成、確保の要素は除く)

先行県での上記以外の要素

- 相談体制の充実
- 成年後見制度の利用促進

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

県が推進してきた、「地域移行」、「総合相談窓口の設置」、「自立支援協議会との連携した地域基盤の整備」等長野県らしさをどう反映すべきか。

障害者基本法における記載

- ① 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
- ④ 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

代表的な記載方法（群馬県）

- 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒が、その発達及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等を適切に行うことができるようにするとともに、それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒とが、共に学び相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

先行県での上記以外の要素

- 障がい者のない児童、生徒等が正しい知識（理解）を深めるための教育
- 点字図書、拡大図書、字幕又は手話言語を用いた映像その他の教材の提供、適切なコミュニケーション手段の確保その他の支援ない相談体制の充実（鳥取県）
- 教育従事者へのコミュニケーション支援研修（鳥取県）
- 障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及び当該学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずる。（三重県）

議論の整理

多くの県で取り入れられている事項は以下のとおり

- ① 発達及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等の機会の確保
 - ② それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策
 - ③ 障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒とが、共に学び相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保
 - ④ 障がい者のない児童、生徒等が正しい知識（理解）を深めるための教育
- 上記以外の要素を採用しているのか、鳥取県、三重県のみ（内容は記載のとおり）

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

障害者基本法における記載 なし**代表的な記載方法** (群馬県)

- 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の重要性について認識するための学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、障害者と障害者でない者とは共に学ぶ機会を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。

先行県での上記以外の要素

- 障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるように情報の提供 (東京都)
- 障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備 (鳥取県)

議論の整理

多くの県で取り入れられている事項は以下のように集約される。

- ① 障がい者理解等促進のための学習機会の確保(含む情報提供)
 - ② 障害者と障害者でない者とは共に学ぶ機会を充実させるよう必要な施策
- 上記以外の要素を採用しているのか、鳥取県のみ(内容は記載のとおり)

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。**障害者基本法における記載**

[職業相談等]

- ① 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- ③ 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

[雇用の促進等]

- ① 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。
- ② 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もってその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

代表的な記載方法（滋賀県）

- 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとする。

先行県での上記以外の要素

- 障がい者の希望及び適性に応じた雇用契約に基づく就労を促進（鳥取県）
- 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。（鳥取県）
- 障害者の雇用及び就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するために必要な施策（秋田県）
- 障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策（群馬県）
- 障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図る（三重県）
- 障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努める（福井県）
- 障害者が就労その他の生産活動により供給する物品または役務に対する需要を促進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講じる（福井県）

議論の整理

「多様な就業機会の確保」は多くの県で採用されているが、それ以外は、条例に記載されている内容に非常に大きな相違がある。

- 議論のポイント** どのような内容を盛り込むべきか。
どのような視点を重要視するのか。

障害者基本法における記載

〔住宅の確保〕

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

〔公共的施設のバリアフリー化〕

- ① 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。
- ② 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。
- ③ 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

代表的な記載方法 (福井県)

- 県は自らの設置する公共施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造および設備等の計画的推進を図らなければならない。
- 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造および設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

先行県での上記以外の要素

- 県営住宅への入居において特別の配慮 (滋賀県)
- 住環境の整備のために必要な施策 (滋賀県)

福祉のまちづくり条例的な条例を有している都県

全ての都県

長野県福祉のまちづくり条例について(抜粋)

県の責務

県は、市町村、県民及び事業者との連携と協力の下に、福祉のまちづくりのための総合的な施策を推進するものとする。

事業者の責務

自ら所有し、又は管理する施設(旅客の運送の用に供する自動車及び鉄道の車両を含む。)について、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその責任において整備に努めなければならない。

施策の基本方針

- (1) すべての県民の積極的な参加を促進するため、思いやりの心をはぐくむとともに、福祉のまちづくりへの理解を深めるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 障害者等の社会参加の妨げとなっている障壁を取り除き、建築物等の安全かつ容易な利用を図るため、特定施設の整備等を促進するよう必要な措置を講ずること。
- (3) 障害者等の行動範囲を拡大し、積極的に社会参加ができるようにするため、安心して生活できる環境の整備を促進するよう必要な措置を講ずること。
- (4) すべての県民が主体となり、互いに連携し、協力して福祉のまちづくりを推進するため、市町村の施策及び県民又は事業者の自主的な活動を促進するよう必要な措置を講ずること。

障害者等の移動の支援

県は、障害者等の行動範囲を拡大し、積極的に社会参加ができるようにするため、県民及び事業者と協力し、障害者等のための自動車の駐車のために供する部分の適正な利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

議論の整理

採用している県は少ない。

重複している項目は少ない。

長野県としては、「福祉のまちづくり条例」を有している。

議論のポイント 福祉のまちづくり条例との整合性を考え、条例として記載することが適切か。

記載するとすれば、どのような内容を盛り込むべきか。

障害者基本法における記載（防災及び防犯）

国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

代表的な記載方法

- 災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。(滋賀県)
- 県は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、障害の特性及び状況に配慮するものとする。(群馬県)
- 県は、災害その他非常の事態において、障がいのある人が、その障がいの特性に応じた必要な支援を受けることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。(福島県)

先行県での上記以外の要素

- 障がいのある人の個々の障がいの特性及び状況に応じて、防災及び防犯に関し必要な対策を講ずるものとする。(福岡県、障害者基本法)
- 支援する人材の育成に必要な施策(福井県)
- 多様な情報提供の手段を確保するよう必要な施策(福井県)
- 県及び市町村は、自助に加え、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対して、声掛け、避難所への同行その他の共助を行うことができる関係を地域社会において築く取組を推進するよう努めるものとする。(鳥取県)支援する人材の育成に必要な施策

議論の整理

「市町村への支援」(滋賀県、三重県)と「県の実施すべき事項」(群馬県、福井県)と「包括的な表現」(福島県、福岡県)に大別される。

市町村への支援としては、情報伝達、避難所、その他必要な支援

県が実施することは、障がい者に配慮した計画策定、情報伝達手段、人材確保 が要素となっている。

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

「市町村への支援」「県として実施すべき事項」どちらの(又は両方の)視点を重視するのか。

障害者基本法における記載（情報の利用におけるバリアフリー化等）

- ① 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。
- ③ 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

代表的な記載方法（福井県）

- 県は、障害者の言語その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段についての選択の機会の確保および拡大を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 県は、点字、音声、字幕、わかりやすい表現その他の方法により障害者にとって利用しやすい方法により、障害の特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するように必要な施策を講ずるものとする。
- 県は、点訳、手話通訳、要約筆記その他の方法により障害者の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講じるものとする。
- 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報の提供を行うものとする。

先行県での上記以外の要素

- 障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施
 - 意思疎通を支援する者の派遣、情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実
 - 障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営
 - 障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援
- 以上すべて鳥取県。（過重な負担とならない範囲でという条件は付されている。）

* 鳥取県は、「障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実」という章建てをして記載

議論の整理

鳥取県を除く都県では、

- ① 選択の機会の確保および拡大を図るために必要な施策
 - ② 障害の特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するように必要な施策。
 - ③ 意思疎通を支援する者の養成および技術の向上
 - ④ 県が発信する情報について、可能な限り、障害者に配慮した情報の提供のいずれか又は全部を記載している。(包括的な表現を採用している県を除く)
- なお、手話について、2都県において記載がある。

東京都： 都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。

三重県： 手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例の定めるところによる。

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

1-8 社会参加の促進（スポーツ・文化芸術）

採用県：鳥取県、秋田県、福島県、群馬県、滋賀県、福井県、静岡県

障害者基本法における記載（文化的諸条件の整備等）

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

代表的な記載方法

- 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。(群馬県)
- 県は、障害者が障害の特性に応じて参加することができるスポーツの振興を図るとともに、障害者と障害者でない者が、相互理解が促進されるよう必要な施策を講じるものとする。
- 県は、障害者が障害者スポーツに参加できる機会の提供に努めるとともに、障害者スポーツの指導者の養成及び資質の向上その他の必要な施策を講じるものとする。
- 県は、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会または全国的な規模のスポーツの競技会で活躍できる障害者スポーツの選手を育成するために必要な施策を講ずるものとする。
(以上：福井県)

考え方の整理

この項目は、3つの考え方に大別

- ① スポーツ・文化芸術を同一の項目として記載(秋田県、福島県、群馬県、滋賀県)
- ② スポーツと文化芸術を別項目として整理しているが、記載内容はほぼ同一(静岡県)
- ③ スポーツと文化芸術を別項目として整理した上で、それぞれ必要な施策を記載(鳥取県、福井県)

鳥取県、福井県での記載要素

〔スポーツ〕

- ① 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者スポーツの普及及び啓発
- ② 障がい者スポーツに関する競技水準の向上
- ③ 指導者の確保及び育成
- ④ 障がい者スポーツの振興団体が行う活動に対して必要な支援

〔文化芸術〕

- ① 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者の文化芸術活動の普及及び啓発
- ② 知識及び経験を有する者であってこれを支援するものの確保及び育成を図ること。
- ③ 障がい者の文化芸術活動を担う個人及び団体の取組に必要な支援を

議論のポイント どのような考え方で記載すべきか。

(東京パラリンピックや2027年度全国障害者スポーツ大会開催も考慮して)

鳥取県、福井県スタイルであれば、どのような要素を盛り込むべきか。

1-9 地域交流

採用県:鳥取県、秋田県、福島県 (共に学ぶという視点:群馬県、滋賀県)

障害者基本法における記載 なし

代表的な記載方法

- 県は、障害者と障害者でない者との相互理解を促進するため、両者の交流の機会を確保するとともに、その積極的な参加を促進するために必要な施策を講ずるものとする。(秋田県)
- 県は、障がいのある人及び障がいのない人の交流を積極的に促進し、相互理解を推進するものとする。(福島県)

先行県での上記以外の要素

- 障がい者福祉サービス事業者等は、市町村と連携し、障がい者と地域住民との交流の促進その他事業者同士の連携等によるサービスの充実に資する取組に努めるものとする。(鳥取県)

議論の整理

様々項目(社会教育、スポーツ、文化芸術等)で、交流を推進する内容は他県でも含まれている。

別に項目を整理する必要があるのか。

議論のポイント 項目として盛り込むべきか。どのような内容を盛り込むべきか。

1-10 福祉人材育成・資質向上

採用県:秋田県、群馬県、三重県、福井県

障害者基本法における記載 なし(医療、介護等に人材育成はある。前出)

代表的な記載方法 (秋田県)

- 県は、障害者に対する支援を適切に行うため当該支援に関する業務に従事する職員の育成を図るとともに、全ての職員が障害及び障害者についての知識及び理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

先行県での上記以外の要素

- 障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成(障害者差別の解消目的)(群馬県)
- 福祉事業等従事者の確保および県民の社会福祉事業に関する理解の促進するために必要な施策(三重県)
なお、各分野での人材育成、資質向上は、その項目に記載

議論の整理

本論で取り上げた県のうち、福祉サービスについて記載があるのは福井県のみ。

他の3県は、福祉サービスについて記載がないが、福祉人材の確保について記載がある。

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

整理とすれば、医療・福祉(項目を設ける場合)とするのが良いか。

1-11 選挙

採用県:滋賀県、三重県

障害者基本法における記載 (選挙等における配慮)

国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

代表的な記載方法

- 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。(滋賀県)
- 県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、公職選挙法第四十七条に規定する点字投票その他の選挙人による投票を支援する制度の周知その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。(三重県)

議論の整理 2県しか採用していないが、内容の要旨は同じ。(障害者基本法の要旨も同様)

議論のポイント どのような内容を盛り込むべきか。

2-1 虐待防止

採用県:鳥取県、福岡県

障害者基本法における記載 なし

代表的な記載方法

- 県は、市町村その他の関係機関と連携して、障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第4項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者に対する啓発及び研修を行うものとする。

前項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る事業者は、障害者虐待防止法第15条の規定による研修の実施に加え、障がい者の虐待の防止に関する従業員への啓発に努めなければならない。

(鳥取県)

- 県は、障がいのある人に対する虐待の防止が、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する上で極めて重要であることに鑑み、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための研修の実施、障がいのある人に対する虐待の防止に関する啓発及び相談に係る体制整備その他の必要な対策を講ずるものとする。(福岡県)

議論のポイント 「虐待防止」と事項を、共生社会づくりを本旨とする本県の条例でどのように扱うべきか。

2-2 権利擁護

採用県:福井県のみ

障害者基本法における記載 なし

記載方法

- 県は、障害者のどこで誰とどのように生活するかについての選択の機会を確保および健康で安心して生活できる場の確保を確保するために必要な施策を講じるものとする。
 - 県は、障害者及びその家族等に対する成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策または制度が、広く利用されるよう必要な施策を講じなければならない。
- なお、成年後見制度の普及促進は、鳥取県でも記載(福祉サービスの項目)

議論のポイント 権利擁護を項目として盛り込む必要があるのか。
その場合、どのような内容が良いのか。

障害者基本法における記載 (類似:療育)

- ① 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

記載方法

- 県は、医療を要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、相談員その他の医療を要する障がい者を支援する者の確保、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。
- 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の連携に努めるものとする。

議論のポイント

医療と必要とする障がい児(者)は、医療と福祉の連携体制が不可欠である。

先行県においては、「療育」の項目を採用していないが、非常に重要な分野である。

現在の障がい者プラン 2018 では、重点施策の分野として、「多様な障がいに対する支援の推進」を掲げている。(医療的ケア児、発達障がい、強度行動障がい等)

そうした点も踏まえ、この事項をどのように整理し、どのような内容としていくのか。

障害者基本法における記載 なし(公共的施設のバリアフリー化等にはある。前出)

記載方法

- 県は、障害者が障害の別や程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく自立した日常生活等のために必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者および県民の理解の促進に努めなければならない。

参考：長野県福祉のまちづくり条例

障害者等の移動の支援

県は、障害者等の行動範囲を拡大し、積極的に社会参加ができるようにするため、県民及び事業者と協力し、障害者等のための自動車の駐車のために供する部分の適正な利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

議論のポイント 福祉のまちづくり条例に同種の規定がある中で、どのように考えるのか。

3 他に盛り込むべき内容の検討

長野県障がい者プラン 2018 における重点分野

- 1 障がいへの理解と権利擁護の推進
- 2 地域生活の充実
- 3 社会参加の推進
- 4 様な障がいに対する支援の推進

障害者基本法の「障害者の自立及び社会参加の支援等ための基本的施策」

他県で「共生社会実現のための施策」として採用されていない項目

- 年金
- 経済的負担の軽減
- 消費者としての障害者の保護
- 司法手続き

(注:「療育」も同様であるが、既に議論済み)

議論のポイント 上記も踏まえ、追加する事項はそるのか

他県条例分析 【共生社会】

都道府県	福祉サービスおよび医療の提供	教育の推進		就労の促進
		学校教育	社会教育	
都道府県	県及び市町村は、障がい者福祉に係る施策の拡充その他障がい者に対する福祉サービスの充実に努めるものとする。 県及び市町村は、障がい者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、相談支援の充実その他必要な支援に努めるものとする。 県及び市町村は、自ら意思決定をすることが困難な障がい者に対し、関係機関と連携して、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。	県及び市町村は、障がい者が年齢、能力及び障がいの特性に応じた十分な教育を受けられるよう、点字図書、拡大図書、字幕又は手話言語を用いた映像その他の教材の提供、適切なコミュニケーション手段の確保その他の支援に努めるものとする。 県及び市町村は、障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備に努めるものとする。 県は、教育に従事する者が、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう、当該従事者に対して研修を実施するものとする。 教育に従事する者は、障がい者への教育に当たっては、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。	県及び市町村は、県民が年少期から障がい及び障がい者について学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。 県民は、年少期からの教育を通じて、障がい及び障がい者について学び、理解を深めるよう努めるものとする。 県及び市町村は、障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備に努めるものとする。(再掲)	県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1)企業、行政機関その他の関係機関と連携し、及び協力して、障がい者の希望及び適性に応じた雇用契約に基づく就労を一層促進すること。 (2)就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 事業者は、前項第1号の規定による県及び市町村の施策に協力し、障がい者の就労の促進を図るよう努めるものとする。 就労継続支援事業所は、第1項第2号の規定による県及び市町村の施策に協力するとともに、賃金及び工賃の水準を高めるよう努めるものとする。
秋田県		県は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で教育が果たす役割が重要であることに鑑み、幼児、児童、生徒及び学生に対し障害及び障害者についての理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。		県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会の確保に努めるものとする。 県は、関係機関と連携し、障害者の雇用及び就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するために必要な施策を講ずるものとする。
福島県		県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるとともに、障がいのある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない幼児、児童及び生徒が地域で共に学ぶための環境の整備を積極的に推進するものとする。		県は、障がいのある人の職業選択の自由を尊重しつつ、障がいのある人がその能力に適合する職業に従事することができるようにするため、障がいのある人の多様な就労の機会の確保に必要な施策を講ずるものとする。
群馬県		県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒が、その発達及び特性並びに本人の意思に応じて、学びの場及び進路の選択等を適切に行うことができるようにするとともに、それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒とが、共に学び相互に理解を深め合う交流及び共同学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。	県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の重要性について認識するための学習の機会の確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。 県は、社会教育において、市町村、社会教育団体等と連携協力し、障害者と障害者でない者が共に学ぶ機会を充実させるよう必要な施策を講ずるものとする。	県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。
滋賀県		県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けられることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとする。		県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとする。 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとする。
三重県	県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 県は、障害者の性別、年齢、障害の状態および生活の実態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。 県は、障害者が乳幼児期、学齢期、成人期党生涯にわたり一貫して途切れることなく支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。 県は、社会福祉事業等を経営する者と連携し、福祉事業等従事者の確保および県民の社会福祉事業に関する理解の促進するために必要な施策を講ずるものとする。	県は、障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進するとともに、障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。 県は、前項の施策を推進するため、障がい者である児童及び生徒が在籍する学校の設置者及び当該学校、当該児童及び生徒の保護者、地域住民その他の関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。		県は、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るため、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図るものとする。
福井県	県は、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスの提供体制の確保その他必要な施策を講ずるものとする。 県は、障害者の性別、年齢、障害の状態および生活の実態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。 県は、障害者が乳幼児期、学齢期、成人期党生涯にわたり一貫して途切れることなく支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。 県は、社会福祉事業等を経営する者と連携し、福祉事業等従事者の確保および県民の社会福祉事業に関する理解の促進するために必要な施策を講ずるものとする。	県は、障害者が、その年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようするため、教育の内容および方法の改善および充実を図る施策を講ずるものとする。 県は、障害者である児童および生徒と障害者でない児童および生徒との交流および共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進する必要な施策を講ずるものとする。	県は、学校、家庭、地域社会等において、子どもが障害および障害者に関する正しい知識を持つための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。	県及び障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する事業主は、同条第2項に定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努めなければならない。 県は、障害者の活躍の場が増えるよう、障害者が就労その他の生産活動により供給する物品または役務に対する需要を促進し、その受注の機会の増大を支援するために必要な措置を講ずるものとする。
東京都			都は、障害、障害者及び障害者の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。	
福岡県				
静岡県				

都道府県	建築物等のバリアフリー化 住環境の整備	災害時の対応 防災・防犯	意思疎通手段の確保 情報バリアフリー	人材の育成 職員の育成
鳥取県		<p>【災害時における障がい者の支援】の章で記載</p> <p>防災対策に係る支援 県は、市町村が行う障がい者に係る防災対策が障がいの特性に応じたものとなるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。</p> <p>以下のような項目を設定し、詳細に県・市町村の役割(努力義務)を記載</p> <p>災害に備えた支え愛の地域づくり(県・市町村) 災害発生時の対応 (市町村) 避難所での生活 (市町村) 被災後の支援 (市町村)</p>	<p>【障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実】の章で記載</p> <p>県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過度でない限り、次に掲げるのとおり行うものとする。</p> <p>視覚に障がいがある者、聴覚に障がいがある者、視覚及び聴覚に障がいがある者、言語機能又は音声機能に障がいがある者 知的障がいがある者、精神障がい者、発達障がい者、その他の者に分類し、 障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を明示し、障がい特性に応じたコミュニケーションを用いることとしている。</p> <p>県は、県政等に関する主要な情報の発信に当たっては、障がい者情報アクセシビリティが保障されたものとする。</p> <p>県は、障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、その実施に伴う負担が過度でない限り、次に掲げる取組を行うものとする。</p> <p>(1) 視覚障がい者がコミュニケーション手段を円滑に用いるための訓練、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練その他の障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施 (2) 手話通訳者、要約筆記を行う者、盲ろう者向けに通訳又は介助を行う者その他の障がい者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実 (3) 障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営 (4) 障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援</p> <p>市町村、県民、事業者の取り組み(努力義務)を記載</p>	
秋田県				<p>県は、障害者に対する支援を適切に行うため当該支援に関する業務に従事する職員の育成を図るとともに、全ての職員が障害及び障害者についての知識及び理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
福島県		<p>県は、災害その他非常の事態において、障がいのある人が、その障がいの特性に応じた必要な支援を受けることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>県は、障がいのある人の言語及びその障がいの特性に応じた意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大されるよう、障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	
群馬県		<p>県は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、障害者の特性及び状況に配慮するものとする。</p>	<p>県は、障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の特性に配慮して、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする</p>	<p>県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。</p>
滋賀県	<p>県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>	<p>県は、手話、要約筆記、点字その他の障害者の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者の意思疎通ならびに情報の取得および利用を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話、要約筆記、点字その他の障害者の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする</p>	
三重県	<p>【県の責務】 県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うものとする。</p>	<p>県は、災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所において、障がい者の円滑な利用の確保、障がい者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の障がい者の良好な生活環境の確保に資する措置が講ぜられるよう、市町村に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</p> <p>県は、災害その他非常の事態の場合に、障がい者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられ、及び指定避難所、災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所その他適切な避難場所への障がい者の避難が適切に行われるよう、市町村に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>県は、障がい者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。</p> <p>県は、県政に関する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて提供する場において、障がい者が当該情報を支障なく利用することができるよう、平易な表現を用いることその他の措置を講ずるものとする。</p> <p>県は、障がい者に対し、点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の提供等が切れ目なく行われるようにするため、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>手話による情報の発信等及び手話通訳を行う人材の育成等については、三重県手話言語条例の定めるところによる。</p>	<p>県は、障害福祉サービス事業を行う者が障害福祉サービス事業の円滑な実施を図ることに資するため、障害福祉サービス事業に従事する人材の育成のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p>
福井県	<p>県は自らの設置する公共施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造および設備等の計画的推進を図らなければならない。</p> <p>交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造および設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。</p>	<p>県は、障害者の性別、年齢、障害の状況および生活の実態に応じて、防災および防犯に関して必要な施策を講じなければならない。</p> <p>県は、市町村その他の機関と連携して、災害その他必要な事態の場合において、障害者に対し、必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、災害時等における避難所での生活等において、必要な情報が障害者の特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、障害者の言語その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段についての選択の機会が確保および拡大を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、点字、音声、字幕、わかりやすい表現その他の方法により障害者にとって利用しやすい方法により、障害者の特性に応じた多様な情報提供の方法が普及するように必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、点訳、手話通訳、要約筆記その他の方法により障害者の意思疎通を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報の提供を行うものとする。</p>	<p>県は、社会福祉事業等を経営する者と連携し、福祉事業等従事者の確保および県民の社会福祉事業に関する理解の促進するために必要な施策を講ずるものとする。(福祉・医療の分野として記載・再掲)</p>
東京都			<p>都は、障害者が円滑に情報を取得し、意思疎通ができるようになることは、障害者だけでなく都民及び事業者にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他障害者が分かりやすく利用しやすい方法(以下「障害者に配慮した方法」という。)による情報の提供が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>都は、関係機関と連携し、意思疎通を仲介する者の養成のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>都は、障害者が都政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した方法によって情報の提供を行うものとする。</p>	
福岡県		<p>県は、障がいのある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障がいのある人の個々の障がいの特性及び状況に応じて、防災及び防犯に関し必要な対策を講ずるものとする。</p>	<p>【県の責務】 県は、全ての障がいのある人に、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保し、及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会を拡大するよう努めなければならない。</p>	
静岡県				

都道府県	社会参加の促進		その他	
	スポーツの振興	文化芸術活動の振興		交流の推進
鳥取県	<p>県は、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保その他の必要な環境の整備を行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、障がい者の行うスポーツ(以下「障がい者スポーツ」という。)を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者スポーツの普及及び啓発を行うこと。</p> <p>(2) 本県の障がい者スポーツの選手が国際的な又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、障がい者スポーツに関する競技水準の向上を図ること。</p> <p>(3) 障がい者が安全かつ安心にスポーツを行うことができるよう、障がい者スポーツの知識及び経験を有する指導者の確保及び育成を図ること。</p> <p>(4) 障がい者スポーツの振興団体が行う活動に対して必要な支援を行うとともに、当該団体その他のスポーツ関係団体との緊密な連携を図ること。</p> <p>県民は、障がい者スポーツについて理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。</p>	<p>県は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動に主体的に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、その活動の成果を発表する機会を確保するものとする。</p> <p>県及び市町村は、障がい者の行う文化芸術活動を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者の文化芸術活動の普及及び啓発を行うこと。</p> <p>(2) 障がい者が文化芸術活動において能力を発揮しやすいう、障がい者の文化芸術活動の知識及び経験を有する者であってこれを支援するもの確保及び育成を図ること。</p> <p>(3) 障がい者の文化芸術活動を担う個人及び団体の取組を促進し、その育成を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うとともに、当該個人及び団体並びに文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ること。</p> <p>県民は、障がい者の文化芸術活動について理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。</p>	<p>障がい者に対する福祉サービスの提供又は相談支援を行う事業者は、市町村と連携し、障がい者と地域住民との交流の促進その他事業者同士の連携等によるサービスの充実に資する取組に努めるものとする。</p> <p>(障がい福祉サービスとしての位置付け)</p>	<p>【あいサポート運動の推進】</p> <p>【医療を要する障がい者支援】</p> <p>県は、医療を要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、相談員その他の医療を要する障がい者を支援する者の確保、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。</p> <p>前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の連携に努めるものとする。</p> <p>【虐待防止】</p> <p>県は、市町村その他の関係機関と連携して、障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第4項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者に対する啓発及び研修を行うものとする。</p> <p>前項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る事業者は、障害者虐待防止法第15条の規定による研修の実施に加え、障がい者の虐待の防止に関する従業員への啓発に努めなければならない。</p>
秋田県	<p>県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の活動に参加する機会を確保するとともに、障害者が当該活動を円滑に行うことができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>		<p>県は、障害者と障害者でない者との相互理解を促進するため、両者の交流の機会を確保するとともに、その積極的な参加を促進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	
福島県	<p>県は、障がいのある人の文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の社会参加を促進するため、機会の確保その他必要な施策を講ずるものとする。</p>		<p>県は、障がいのある人及び障がいのない人の交流を積極的に促進し、相互理解を推進するものとする。</p>	
群馬県	<p>県は、障害者と障害者でない者などが共にスポーツ、文化芸術活動等に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>			
滋賀県	<p>県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとする。(文化芸術活動等の推進という項目)</p>		<p>【選挙】</p> <p>県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。</p>	
三重県			<p>【選挙】</p> <p>県は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、公職選挙法第四十七条に規定する点字投票その他の選挙人による投票を支援する制度の周知その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</p> <p>【社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮】</p> <p>行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。</p>	
福井県	<p>県は、障害者が障害の特性に応じて参加することができるスポーツの振興を図るとともに、障害者と障害者でない者が相互理解が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者が障害者スポーツに参加できる機会の提供に努めるとともに、障害者スポーツの指導者の養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツ競技会または全国的な規模のスポーツの競技会で活躍できる障害者スポーツの選手を育成するために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県は、障害者が自主的な文化芸術に関する活動の振興を図るとともに、障害者と障害者でない者が相互理解が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者が障害の特性に応じて多様な文化芸術活動に参加できる機会の提供に努めるとともに、障害者が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者の文化芸術活動の発展に資するよう、民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組の促進のために必要な施策を講ずるものとする。</p>		<p>【移動手段の確保】</p> <p>県は、障害者が障害の別や程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく自立した日常生活等のために必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者および県民の理解の促進に努めなければならない。</p> <p>【権利擁護の推進】</p> <p>県は、障害者のどこで誰とどのように生活するかについての選択の機会を確保および健康で安心して生活できる場の確保を確保するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>県は、障害者及びその家族等に対する成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策おたは制度が、広く利用されるよう必要な施策を講じなければならない。</p>
東京都			<p>【言語としての手話】</p> <p>都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	
福岡県			<p>【事前改善事項】</p> <p>県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。</p> <p>① 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化</p> <p>② 介助者等の人的支援</p> <p>③ 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援</p> <p>【虐待防止】</p> <p>県は、障がいのある人に対する虐待の防止が、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する上で極めて重要であることに鑑み、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための研修の実施、障がいのある人に対する虐待の防止に関する啓発及び相談に係る体制整備その他の必要な対策を講ずるものとする。</p>	
静岡県	<p>県は、障害者のスポーツを振興し、及び障害者がスポーツに参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共にスポーツに参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。</p>	<p>県は、障害者が文化芸術活動に参加することができる機会を確保するとともに、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動に参加することができる機会を提供することにより、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。</p>	<p>障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進するために必要な施策(再掲：啓発)</p>	



政策対話（第7回）

『共生社会づくりについて』の参加者を募集します!!

現在、県では、「障がい者共生社会づくり条例（仮称）」の制定に向けた検討を行っています。障がいの有無にかかわらず、誰もが互いを理解し、尊重し、支え合い、暮らしやすい社会をつくっていくためには、私たちは、何に配慮し、どのような取組をしていくべきでしょうか。以下の日程で、県民の皆様からご意見をいただく政策対話を行います。

テーマ 『共生社会づくりについて』

日時・会場 9月1日（日）午後1時30分～午後4時15分（予定）
県立長野図書館3階 信州・学び創造ラボ（長野市若里1-1-4）

予定人数 25名程度

※テーマに関心のある方であれば、**どなたでも参加**いただけます。

実施方法 少人数のグループによる「ワークショップ」及び全体討議による意見交換

・コーディネーター 福岡 寿さん（前 長野県自立支援協議会 会長）

・ゲストスピーチ 高山 さや佳さん（NPO 法人 Happy Spot Club 代表）

【スケジュール（予定）】

13:30～「ポッチャ」体験を通じてアイスブレイク

14:00～「ワークショップ」による意見交換

15:15～ 全体での意見交換



ポッチャ（イメージ）

募集期間 8月8日（木）から 8月23日（金）まで

申込方法 下記 ながの電子申請サービス からお申込みください。

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4547

（電子メール及びファクシミリでの申込みの場合は、別紙申込書により提出してください）

※手話・要約筆記等をご希望の場合は、申込時にお申し出ください。



その他 対話は公開で行います。

会場までの交通費等の必要な経費は参加者の負担となります。

●政策対話とは

急速に変化する社会情勢にあって、多様な県民ニーズに対応するため、県が取り組む特定の政策の課題や方向性について、県民の皆様と県の職員等が対話を行い、ご意見を今後の政策に活かす「政策対話」を今年度から新たに実施しています。

健康福祉部 健康福祉政策課 企画調整係
（課長）永原 龍一
（担当）飯島 弘章
電話 026-235-7093（直通）内線 2336
F A X 026-235-7485
E-mail kenko-kikaku@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 障がい者支援課 社会生活係
（課長）高池 武史
（担当）古海 淳
電話 026-235-7108（直通）内線 2396
F A X 026-234-2369
E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp